

久喜市生垣設置奨励金交付取扱基準

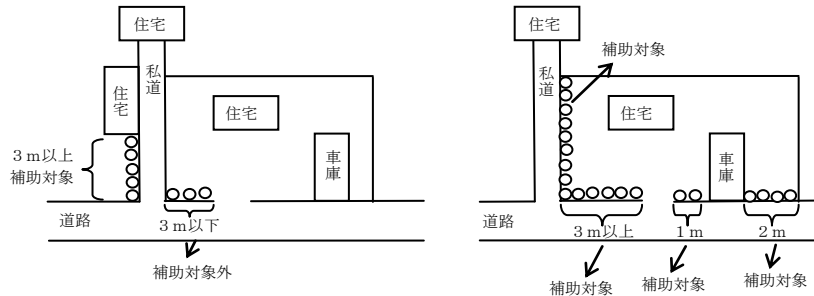
この取扱基準は、久喜市生垣設置奨励金交付要綱の取扱に関し、必要なことを定め、生垣設置奨励事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

1 用語の定義

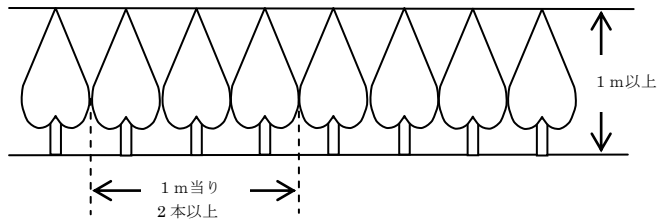
久喜市生垣設置奨励金交付取扱基準において「生垣」とは、高さのほぼ均一な樹木を列状に植栽し、竹、木等を補助材として用いた垣根をいう。

2 交付対象

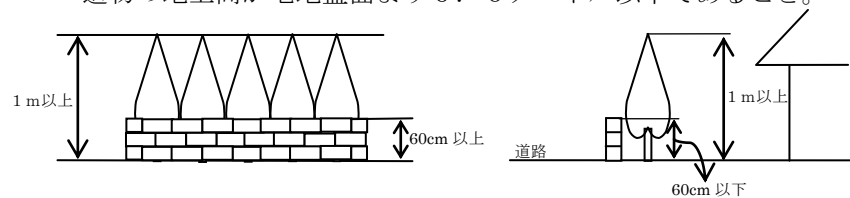
- (1) 生垣の全部又は一部が一般の通行の用に供されると認められる道路に面しており、かつ、その長さが3メートル以上の生垣であること。



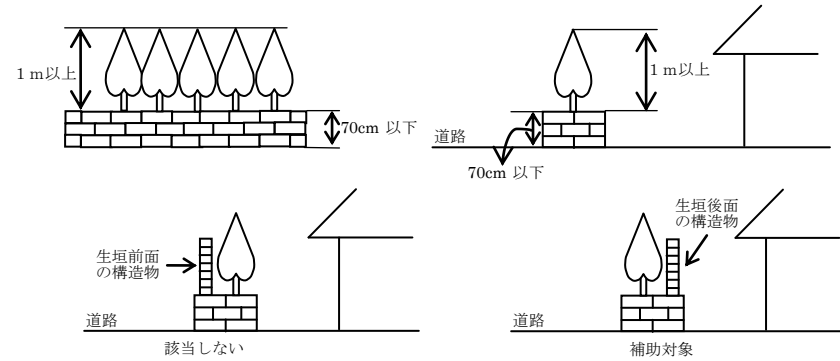
- (2) 生垣の高さが、地上1メートル以上で、かつ、植栽本数が1メートル当たり2本以上であること。



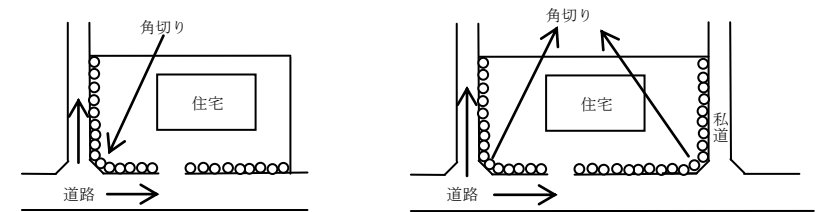
- (3) 生垣前面の構造物の素材が石、コンクリート、トタンの場合は、構造物の地上高が宅地盤面より0.6メートル以下であること。



- (4) 盛土をして生垣を設置する場合の盛土の地上高が道路盤面より0.7メートル以下であり、かつ、生垣の前面には、構造物がないこと。

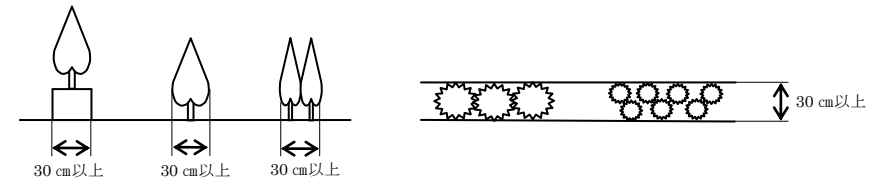


- (5) 角地では、角切りがしてあること。



ただし、周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- (6) 生垣の植栽幅は、原則として0.3メートル以上であること。



- (7) 生垣は、隣家のもとより、道路への侵害のないよう樹形を決め、計画的に揃定すること。